

えびの高原アイススケート場
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第1版 2020.11.17

作成2020年11月17日

「えびの高原アイススケート場」における新型コロナウイルス感染症 防止ガイドラインについて

えびの高原アイススケート場の運営に伴い、新型コロナウイルス感染防止策として、お客様に当施設を安心してご利用いただくために、様々な取り組みを行います。

お客様、お取引様ならびに従業員とその家族の健康と安全を第一に万全を期してまいります。

このガイドラインは衛生管理の徹底、感染のリスクが高いと言われる3密（密閉、密集、密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など「新しい生活様式」として安心・安全を確保する為の具体的な内容を示したものです。

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」および「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」他各方面のガイドラインに基づいて作成しております。

尚、今後も感染状況に応じ、政府、宮崎県から示される指示、並びにお客様の要望等を踏まえて、随時、改訂してまいります。

1. 基本的感染対策

(1) 感染防止に向けた基本的な考え方

えびの高原アイススケート場における、お客様と従業員の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスにおける感染を防止するため、最大限の対策を講ずるものとします。

- ①アイススケート場に関わる全ての人の健康管理に留意します。
- ②衛生的な施設を提供できるよう清掃・消毒を強化します。
- ③身体的距離（できるだけ2mを目安に最低1m）を確保することを、基本原則とします。

(2) 入場制限／入場時の対応

- ①3密（密閉・密集・密接）を回避するため、入場者数の制限を行わせていただきます。
- ②入園時に来園者の体調をチェックし、37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は、入店・入園をお断りします。
- ③入園後であっても、来園者からの体調不良の申し出があった場合はご退園いただきます。
- ④以下の場合、来園者の入園をお断りする旨の告知を行います。
※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

(3) 身体的距離（社会的距離）の確保

- ①お客様同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、入場ゲート前の待機場所には、対人距離を確保する待機線等を設置します。

(4) マスクまたはフェイスシールドの着用

- ①入場者・従業員とともに、マスクまたはフェイスシールド着用を義務付けます。

(5) 接触感染・飛沫感染の防止

従業員とお客様との接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行います。

- ①透明間仕切り等の設置などによる飛沫感染防止の取組を行います。
- ②レジにおいてキャッシュトレーでの現金受渡を励行します。

(6) 手洗いの励行

- ①入場者・従業員ともに、こまめな手洗い（30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗

う) および手指の消毒を励行します。

- ②まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石鹼の常備、手洗い場のない場所には手指消毒液の常備を行います。

(7) 消毒の実施

- ①手洗いまたは手指消毒液を各施設の出入口に設置します。
- ②レジカウンター周り、売店扉等、来店者の触れる機会の多い箇所は、清拭消毒を適宜に行います。

(8) 換気の徹底

- ①施設内の状況に応じて、できる限り窓・扉の開閉、空調機器を活用し換気に努めます。

(9) 従業員（委託先等を含む）

- ①従業員についても、上記基本的感染対策を行うことを前提とします。
- ②出勤前に検温し、37.5℃以上の発熱がある場合は勤務を控えさせます。
- ③咳や発熱等の症状がある場合は、出勤せずに上長に報告し指示を仰ぐこととし、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は適切な受診等を指示します。
- ④日頃からの手洗いの徹底と健康管理を促し、プライベートでも3密を避けるよう注意喚起を行います。
- ⑤ユニフォームは適宜洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持します。
- ⑥運営管理者は、従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握します。

2. 入場ゲート

(1) チケット販売

- ①従業員及び入園者ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等により入園者との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②現金でのご精算時は、金銭の手渡しを行わず、キャッシュトレイでの対応で行います。

3. 物販

(1) 共通事項

- ①従業員及びお客様ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②現金でのご精算時は、金銭の受け渡しを行わず、キャッシュトレイでの対応で行います。

- ④お客様や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施します。

4. 飲食

(1) 共通事項

- ①従業員及びお客様ともにマスクもしくはフェイスシールド着用を義務とし、また透明アクリル板・透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮断する等、飛沫飛散防止に努めます。
- ②現金でのご精算時は、金銭の受け渡しを行わず、キャッシュトレーでの対応で行います。
- ③食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底します。
- ④厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底します。
- ⑤食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は手袋・マスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収します。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗います。

5. トイレ・手洗い・喫煙所等

(1) トイレ・手洗い

- ①不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を定期的に行います。
- ②清掃は通常通り丁寧に行います。

(2) 喫煙所

- ①喫煙者同士の身体的距離（社会的距離）の間隔を空けるよう注意喚起を促します。

6. レンタル品（貸し靴・ソリ等）

- (1) 貸出後、速やかに清掃、清拭消毒を行います。

以上